

# 障害者活躍推進計画

## 1. 計画概要

機関名	桑名市消防本部
任命権者	桑名市消防長
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）

## 2. 桑名市消防本部における障害者雇用に関する課題

桑名市消防本部においては、法定雇用率の算定対象から除外されているが、現在、在職中に中途障害者（在職中に疾病、事故等により障害者となった者をいう。以下同じ。）となった職員が若干名在籍していますが、個別対応により大きな問題は生じていないことから組織的な体制整備は特段行っていません。

障害のある職員がいきいきと活躍していくためには、市長部局と連携を図りながら、体制整備や各種取組を行っていく必要があります。

## 3. 周知・公表

策定又は改定を行った計画は、市グループウェア等で全職員に周知するとともに、市のホームページに掲載するなど、適切な方法で公表します。

また、数値目標の達成状況及び計画に掲げる取組の実施状況等についても、毎年度、周知・公表します。

## 4. 目標

### （1）採用に関する目標

桑名市消防本部では消防吏員が「障害者の雇用の促進等に関する法律」第38条に規定する除外職員であり、今後も障害者に限定した募集・採用を行うことが困難であるため、障害者雇用の推進に関する理解を促進します。

また、人事異動で他機関から障害のある職員が配属されたときのために、研修を継続的に行い、障害者への理解を深めます。

### （2）定着に関する目標

障害の種類や程度にあった業務への従事を考慮し、不本意な離職者を極力生じさせないことを目標とします。

## 5. 障害者の活躍推進に向けた取組

### （1）障害者の活躍を推進する体制づくり

障害者雇用推進者として消防本部総務課長を選任します。

また、障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合は、労働局が開催する公務部門向け障害者生活職業相談員資格認定講習を受講することとします。

#### (2) 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出

中途障害者となった職員が、身体障害等により従来の業務遂行が困難となった場合、またはその相談があった場合は、労働局と相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定、職場環境の整備や通院への配慮、働き方等について検討します。

また、定期的に所属長による面談を実施し、障害者である職員と業務内容が適切にマッチングしているかを点検するとともに、障害者からの意見・要望や、今後採用する障害者に求める能力等を整理し、職務の選定及び創出について検討します。

#### (3) 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

障害者である職員本人や、職場で支援にあたる管理者等が相談できる体制を整えるほか、所属の管理監督者による目標管理面談を通じて、障害者である職員に対する必要な配慮等の有無を把握し、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じます。

#### (4) その他

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律の趣旨を鑑み、障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進します。